

## 2020（令和2）年度 地域発信型ネットワーク事業計画

会議体	令和元年度の実績・成果	課題	要因	実施（予定）計画	具体的な取り組み	改正社会福祉法における位置づけ（※）
小地域福祉ブロック会議 拡大事務局会議（名称変更予定）	・自治会、地区福祉委員会の代表者、高齢者生活支援センター、市地域福祉課、社会福祉協議会で拡大事務局会議を開催し、小地域福祉ブロック会議で検討するテーマ選定を行った。	・会議のための会議になってしまい、地域の課題を十分に話し合う場にはならなかった。 ・参加した住民に、運営側としての意識が醸成されなかった。	・参加する地域住民に事務局の認識が無い。 ・メンバーが社協事務局が選任した人だけである。	・新たな活動の創出や、住民主体の地域づくりにつなげるために、多様なメンバーに参画を呼び掛ける。	・自治会・民生委員・福祉推進委員に加え、施設・企業・NPO・地域活動者などに参画を呼びかけ、地域の生活課題や、地域活動における課題などを持ち寄り共有する。	Ⅲ
小地域福祉ブロック会議 * 地域住民を対象として、情報共有、啓発の場として開催する。 地域によっては開催しない場合もある。 * 地域支え合い推進員と協働する。 * 生活支援体制整備事業の第2層協議体として位置づける。	・浜風、精道の2地区で実施した。 ・精道地区の「逃げ地図ワークショップ」の後に、公光町では逃げ地図を活用した避難訓練を実施した。 ・朝日ヶ丘、宮川、打出浜の3地区でも企画していたが、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため延期とした。 ・前年度の、宮川地区小地域福祉ブロック会議をきっかけに、呉川町、竹園町、伊勢町の防災訓練では、要配慮者への対応の一つとして車いす体験講習を実施した。将来的には要配慮者の避難訓練実施を見据えている。	・会議の内容が実践につながったのは一部の地域であり、多くの地域では、取り組みのつながりには至らず会議の内容が途切れてしまっている。 ・地域住民は、いつも同じ話（地域課題の抽出）にとどまり、課題を解決する会議体になっていないと感じている。 ・参加メンバーが固定されている。	・年1～2回の開催では、具体的な取り組みにつなげるための「協議」の場とはなりにくい。 ・その後の社協ワーカーや支え合い推進員による支援がない。	・地域住民を対象として、活動報告や情報共有、地域活動に必要な知識を得るためのものとする。 ・地域住民や活動者が広く連携・交流できる場とする。 ・課題解決に必要な講演会やワークショップを企画・実施する。 ・地域住民や活動者との話し合いを踏まえて、必要に応じて開催する。	・令和元年度に実施を企画していた朝日ヶ丘（認知症サポーター養成講座）、打出浜（防災マップの確認と街歩き）、宮川（逃げ地図作成）の3地区については、引き続き住民と今年度の開催に向けて話し合う。 ・その他の地区においては、拡大事務局会議の開催に重点を置き、住民との協議の結果、必要に応じて開催を検討する。	Ⅲ
中学校区福祉ネットワーク会議	・実施なし。			・専門職からの課題提起を図る（現状分析と課題整理）。 ・各専門職間連携の会議としての位置づける。	・支援チーム開催にあたり、該当ケースの中学校区エリアの専門職が参加することにより、エリア内での専門職間連携意識する。	Ⅰ
地域ケアシステム検討委員会	・包括的な支援体制の確立に向け、生活困窮者自立相談支援事業の焦点をあて、現状の共有と行政の各課へヒアリングを行い、専門職連携における課題を整理した。 ・具体的取り組み内容として、ジョイントシートや、気づきシートを活用するとともに、専門職が行き詰まったケースを検討する場として「支援チーム」の確立が提案された。 ・提案された中から「支援チーム」によるケース検討会を開催した。	・支援チームにおいては、検討内容の実効性が弱い。 ・地域ケア会議や、支援者会議等既存の会議との役割の明確化。 ・ジョイントシートや、気づきシートの活用については、未着手である。	<div style="background-color: #cccccc; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 0; left: 0; right: 0; bottom: 0; border: 1px solid black;"></div> </div>	・「芦屋市が目指す包括的な支援のしくみ」を実現するため検討する。	・プロジェクトの企画 ・プロジェクトの取り組みの確認	Ⅰ
	・65歳を迎える障がいのある人が、高齢福祉サービスにスムーズに移行できるように、「65歳プロジェクト」により検討を行った。	・高齢障がい者に対するシームレスな支援システムづくりが、まだ確立できていない。		・生活問題が複合化・複雑化している世帯への支援のために、他機関による協働支援体制を構築する。 ・各分野の相談窓口が“断らない相談支援”を実施することの合意形成ができていない。	・生活問題が複合化・複雑化している世帯への支援のために、他機関による協働支援体制を構築する。	
地域福祉推進協議会	・2回開催。			・連携ツールと、連携グランドルールを年度内に完成させる。	・令和2年度の取り組みの中間報告 ・課題の共有 ・新たな取り組み（プロジェクト）の提案 ・新たな事業の中での位置付けを確認する	Ⅰ、Ⅱ
地区福祉委員会	・小地域福祉ブロック会議で取り上げたい課題を意見交換した。各地域における関心の高いテーマを確認した。	・多くの地区福祉委員会で、つどいや生きがいデイなど、既存事業の打合せに終始しており、小地域福祉活動の基盤となる「知る・学ぶ・話し合う」という会議になっていない。	・地域課題や「気になる人」について、相談や協議の結果どうなのかというイメージを持ちづらい。 ・負担感が強い。 ・個人情報に対する憂慮がある。	・「知る・学ぶ・話し合う」という小地域福祉活動の内容の充実を図る。	・相談や協議の後、どのような支援経過をたどるかについても周知する。 ・小地域福祉ブロック会議等で、地域の団体・企業等との連携を強化する。それにより、様々な学びの機会や、参加支援の可能性を広げる。	Ⅱ、Ⅲ
		・地区に対するワーカー間の経験や情報量にばらつきがあり、正確なアセスメントを元に支援を行っていない。		・小学校区の地区別基礎データを作成する。（地区アセスメント）	・地域支え合い推進員と協働で、地区アセスメントを実施する。 ・アセスメント内容を元に地区ごとの台帳を作成する。	Ⅲ

（※）改正社会福祉法における位置づけ

Ⅰ：断らない相談支援

Ⅱ：参加支援

Ⅲ：地域づくりに向けた支援